「Go Toトラベル事業」 地域共通クーポン取扱店舗登録のご案内

Go To トラベル とは

Go To トラベルとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1/2相当額(1人1 泊あたり2万円が上限)を国が支援する事業です。支援額の内、70%は旅行代 金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

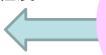
旅行業者





予約

旅行代金割引 支援額の7割 程度



地域共通 クーポンの配布

支援額の3割程度

旅行者

地域共涌 クーポン利用

地域共通クーポン取扱店舗

旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関など









土産物店







交通機関







クーポン取扱店舗としてGo Toトラベルに参加 して観光を盛り上げましょう!

主な地域共通クーポン参加条件

- ●感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染症拡大防止策を徹底 するものであること。
- ・業種別感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ・従業員や旅行者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞なく事務局に報告すること。
- ●Go To Eat事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。





問い合わせ先

Go To トラベル事業 コールセンター



0570-017-345

受付時間: 10:00~19:00 年中無休

IP電話等からの お問い合わせ先 03-6747-3986

受付時間:10:00~19:00 年中無休

Go Toトラベル事務局公式サイト

▼ 事業者向けサイト

▼ 旅行者向けサイト

https://biz.goto.jata-net.or.jp/

https://goto.jata-net.or.jp/

飲食店の登録の流れ

